

平成 29 年 10 月 10 日

会員各位

鎌倉市医師会会長 井口 和幸
公衆衛生担当理事 湯浅 章平

再生医療等の安全性の確保等に関する法律に基づく手続きの周知徹底及び
臍帯血採血時における適正な情報の提供について

神奈川県医師会を通じて、通知がまいりましたのでお知らせいたします。
こちらは鎌倉市医師会HPにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

日本医師会常任理事
今村 定



再生医療等の安全性の確保等に関する法律に基づく手続きの
周知徹底および臍帯血採取時における適正な情報の提供について

平素、本会会務にご協力賜り厚く御礼申し上げます。

臍帯血を用いた再生医療の提供に関する一連の事件に関連し、今般添付の通り、厚生労働省医政局研究開発振興課長より各都道府県等衛生主管部（局）長宛通知「再生医療等の安全性の確保等に関する法律に基づく手続きの周知徹底について（平成 29 年 9 月 8 日付医政研発 0908 第 1 号）」（別添 1）が発出され、また同省健康局長名で「臍帯血採取時における適正な情報の提供について（平成 29 年 9 月 12 日付健発 0912 第 3 号）」（別添 2）により、本会宛に周知協力依頼がありました。

臍帯血を用いた再生医療等の提供に関しては、複数の医療機関において、法に基づく手続を行わず他人の臍帯血を用いた第一種再生医療等を提供していたことが確認されました。当該医療機関の管理者に対して、当該再生医療等の提供の一時停止が命じられています。

上記の研究開発振興課長通知は、管下の医療機関等に対して、法に基づく手続の周知徹底と法違反が疑われる医療機関や事業者等の情報が得られた際に厚生労働省医政局研究開発振興課又は各地方厚生局へ情報提供を求める内容となっています。

一方、健康局長通知は、契約者（依頼者）からの委託を受けて出産時に臍帯血を採取、保存等を行ういわゆる臍帯血プライベートバンクの業務実態調査を実施したところ、公的臍帯血バンクと臍帯血プライベートバンクの役割の違いや白血病等の血液疾患の治療を目的とした移植は公的臍帯血バンクによる臍帯血の提供体制が整備されていること等の周知が不十分であることが判明したとして、

臍帯血プライベートバンクに対して、契約者(依頼者)への適切な情報提供を行うよう求めています。

併せて、各医療機関においても、臍帯血プライベートバンクを利用して臍帯血の保管を希望する方から、出産時における臍帯血の採取を依頼された場合や、臍帯血に関する質問があった際に、別添のチラシ等を活用してご説明いただくなど、適切な情報提供への協力を求めるものです。加えて、現在までに提携したことの無い新たな事業者から臍帯血の採取や提供の依頼があった際に、当該事業者の名称、連絡先等を厚生労働省健康局難病対策課移植医療対策推進室宛てに情報提供を求めるものとなっております。

つきましては、貴職におかれましては本件について御理解を賜り、貴会管下の郡市区医師会ならびに関係会員に対する周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。